

出雲市農業委員会（第3期）第37回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和8年(2026)8月25日(火) 午前10時00分から午前11時15分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員（21名）

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	持田 守夫	若槻 博美
江角 昭夫	松本 尚幸	石飛 忠宏	今岡 充	松井 幸男
八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩	森山 亮二
立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹	佐野 芳夫	嘉本 良市
水 壯				

4 欠席委員（3名）

佐藤 文男 岸 勝 勝部 守

5 提出議題

(1) 報告事項

報第135号 会長専決処分の報告

報第136号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第137号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第138号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報第139号 農地法第5条の規定による許可の取消について

(2) 議案審議

議第233号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第234号 非農地証明について

議第235号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第236号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第237号 農地転用事業計画変更申請決定について

会長あいさつ

6 議事

会長が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に5番若槻博美委員、6番江角昭夫委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第135号会長専決処分の報告、報第136号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第137号農地法第3条の3の規定による届出について、報第138号農用地利用集積等促進計画の認可について、報第139号農地法第5条の規定による許可の取消について、を一括して報告します。

議長 報第135号会長専決処分について、報告いたします。第36回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条3件、農地法第5条2件については、島根県農業会議第125回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の8月10日付けで許可決定しております。

また、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条1件について、令和8年8月4日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日付で許可決定しております。

議長 それでは、報第136号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

當舎副主任 それでは、報第136号について、ご説明いたします。農地の賃貸借の解約等は、原則、県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号の規定により、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号44番から47番の4件の通知がありました。内訳としては、契約内容変更のためが2件、現耕作者へ売却するためが1件、耕作者及び契約内容変更のためが1件となっています。いずれも農地の引渡しの時期が、解約の合意成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものとなります。以上報告といたします。

議長 続いて、報第137号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

當舎副主任 それでは、報第137号について、ご説明いたします。農地法第3条の3の規定により、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の2ページから7ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号74番から86番までの13件でした。権利の取得事由は、13件全てが「相続」によるものでした。受付番号79番、85番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。受付番号86番について、2筆が登記地目は原野ですが、現況が田であるため、本届出の対象としています。また、あっせん希望があった82番については、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、8月10日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第138号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課打田課長補佐から報告をお願いします。

打田課長補佐 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、7月31日付けで認可・公告した権利設定と権利移転、7月14日付けで認可・公告した所有権移転についてご報告いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。

まず、7月31日付けで認可・公告した権利設定について説明いたします。表紙の裏の「権利設定 内訳」とあるページをご覧ください。上の表になります。今回の権利設定の合計は241筆、420,990㎡で、このうち賃借権の設定が219筆、378,287㎡、使用貸借による権利設定が22筆、24,703㎡です。また、新規の設定が25筆、27,756㎡、再設定が216筆、375,234㎡となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。また、各権利設定の詳細につきましては、1ページから5ページに掲載していますので、ご確認ください。なお、今回の報告分では、耕作者は法人を含め22人、地権者は111人となっています。

次に、7月31日付けで認可・公告した権利移転についてです。6ページをご覧ください。今回の権利移転は1件、面積が1,889㎡となっています。

次に7月14日付けで認可・公告した所有権移転についてです。7ページをご覧ください。今回の所有権移転は公社への売渡しが3件、10,666㎡です。

以上、今回ご報告する促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第139号農地法第5条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

今岡主幹 報第139号について、ご説明いたします。報告事項の8ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可の取消願が1件ありました。受付番号1番は、昭和47年2月26日付で許可した案件です。許可を受けたのは、西園町の畑1筆で、転用目的は住宅敷地でしたが、所有者の都合により売買契約を解約されたため今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を8月6日付で決定しております。取消後は、畑として利用する計画です。以上、報告いたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

水委員 議席番号24番の水です。報137号の農地法第3条の3の規定による届出についてのうち、78番について、備考欄に受理通知書不要という記載がありますが、これはどういったことですか。

當舎副主任 令和8年4月から規則の一部改正により、届出者が希望された場合のみ、受理通知書を発行することとなったためです。

水委員 ということは、記載がない方は希望されたということですか。

當舎副主任 そのとおりです。

水委員 わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。

議 長 続いて、議案の審議を行います。議第233号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

當舎副主任 それでは、議第233号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が10件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから4ページをご覧ください。

 受付番号59番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

 受付番号60番について、譲渡人は、相手方の要望により、近隣の職場に勤務する受人に譲渡するものです。

 受付番号61番について、譲渡人は、相手方の要望により、近隣の職場に勤務する受人に譲渡するものです。

 受付番号62番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

 受付番号63番について、譲渡人は、相手方の要望のため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

 受付番号64番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

 受付番号65番について、譲渡人は、耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

 受付番号66番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

 受付番号67番について、譲渡人は、共有持分を移転するため受人に譲渡するものです。

 受付番号68番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、規模拡大を予定する近隣に実家がある受人に譲渡するものです。

 以上、受付番号59番から68番については、5ページから6ページの調

査書に記載していますように、農地法第3条2項各号の不許可事由には該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第233号農地法第3条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第233号の案件を許可決定いたします。

議 長 それでは、議第234号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは議第234号非農地証明の申請について説明します。議案書の7ページ及び説明資料1ページから2ページをご覧ください。今月は1件の申請がありました。受付番号17番について説明いたします。説明資料1ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料2ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は8月6日に水農業委員、原推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 担当農業委員さんから補足をお願いします。水委員さん補足はございますか。

水委員 議席番号24番の水です。先ほどの事務局からの説明で間違いはございません。

議 長 担当農業委員さんから補足もありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第２３４号について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第２３４号を承認いたします。

議 長 次に、議第２３５号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは、議第２３５号 農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の１ページをご覧ください。今月は１４件の申請がありました。議案書は８ページ～９ページ、参考資料は１ページから２８ページをご覧ください。８件の申請について、９月に開催予定の第１２６回常設審議委員会に諮問する予定です。今月の説明案件はありません。

今月は追認の案件が１０件あります。受付番号２１番は、平成１３年頃から倉庫及び駐車場として利用していたものです。受付番号２２番は、平成７年頃から個人住宅用地として利用していたものです。受付番号２４番は、昭和４９年頃から個人住宅用地の防風林として利用していたものです。受付番号２５番は、従前から資材倉庫及び庭として利用していたものです。受付番号２６番は、平成２年頃から倉庫用地として利用していたものです。受付番号２７番は、令和８年２月に雨風による災害の復旧工事のため、一時転用を行い、進入路として利用していたものです。受付番号２８番は、平成２８年頃から貸駐車場として利用していたものです。受付番号３１番は、平成９年頃から駐車場及び庭として利用していたものです。受付番号３２番は、従前から境内用地として利用していたものです。受付番号３４番は、平成２７年頃から車庫敷地として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号２１番から３４番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第 2 3 5 号農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第 2 3 5 号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第 2 3 6 農地法第 5 条の規定による許可の決定及び承認について及び関連がございますので、議第 2 3 7 号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 議第 2 3 6 号についてご説明いたします。議案書の 1 0 ページから 1 6 ページ、説明資料の 3 ページから 5 6 ページ、参考資料の 2 9 ページから 8 2 ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が 3 1 件、賃借権の設定が 7 件、使用貸借権の設定が 7 件の合計 4 5 件の申請がありました。今月は、9 月に開催予定の第 1 2 6 回常設審議委員会に諮問する予定の案件が 2 0 件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書 1 0 ページの受付番号 6 7 番です。説明資料の 3 ページから 5 ページをご覧ください。転用場所は高松町の田 2 筆、畑 1 筆の合計 3 筆です。案内図は 4 ページです。転用目的は、駐車場・進入路・敷地拡張です。面積は、転用面積が 8 5 6 m²で、所要面積が 3 2 9 3 . 7 4 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第 1 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は宗教法人です。この度、事務所隣接及び近隣の申請地を取得し、参拝用の駐車場、通路及び寺院建物敷地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が 4 5 0 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 1 0 ページの受付番号 6 8 番、事業計画変更 1 7 ページの受付番号 7 番です。説明資料の 6 ページから 8 ページをご覧ください。転用場所は白枝町の田 3 筆です。案内図は 7 ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに 6 5 5 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第 1 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は県内で飲食店の営業や不動産業を営む法人です。この度、申請地を取得し、近隣で食品販売を行うグループ会社の従業員駐車場と

して利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1,300万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書10ページの受付番号70番です。説明資料の9ページから11ページをご覧ください。転用場所は、松寄下町の田3筆です。案内図は10ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,126㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地8区画を整備し、個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が1億6,500万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号72番です。説明資料の12ページから14ページをご覧ください。転用場所は里方町の田2筆、畑1筆の合計3筆です。案内図は13ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,860㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地7区画を整備し、個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が1億4,270万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号74番です。説明資料の15ページから17ページをご覧ください。転用場所は武志町の田2筆です。案内図は、16ページです。転用目的は福祉施設・道路拡幅です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,920㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は障害福祉サービス事業などを行う法人です。この度、事業拡大のため申請地を取得し、福祉施設の新館を建築し、園庭及び駐車場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額が8,960万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号75番です。説明資料の18ページから20ページをご覧ください。転用場所は稲岡町の田2筆です。案内図は、19ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は転用面積が1,948

m²、所要面積が2,062.95m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地7区画を整備し、個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が1億6,000万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号76番です。説明資料の21ページから23ページをご覧ください。転用場所は朝山町の畑1筆です。案内図は、22ページです。転用目的は駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに703m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で旅客自動車運送業を営む法人です。この度、申請地近隣に従業員の寮を設置し、寮利用者の駐車場及びバス駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が100万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号77番です。説明資料の24ページから26ページをご覧ください。転用場所は芦渡町の田1筆です。案内図は、25ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,782m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地10区画を整備し、個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が2億5,400万円で、これに対する資金調達については、自己資金及び借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号78番です。説明資料の27ページから29ページをご覧ください。転用場所は下古志町の田1筆です。案内図は28ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,529m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地9区画を整備し、個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が3億3,000万円で、これに対する資金調達は全額借入

金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号80番です。説明資料の30ページから32ページをご覧ください。転用場所は知井宮町の田2筆です。案内図は31ページです。転用目的は駐車場敷地です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,674㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第35条第5号の「既存拡張」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営む法人です。この度、申請地を取得し、作業車用の駐車場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額が2,000万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号81番です。説明資料の33ページから35ページをご覧ください。転用場所は西神西町の田2筆です。案内図は34ページです。転用目的は事業用地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,085㎡です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は土木建築などを行う法人です。この度、事務所に隣接する申請地を取得し、資材置場・駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が230万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書13ページの受付番号88番です。説明資料の36ページから38ページをご覧ください。転用場所は佐田町反邊の田8筆です。案内図は37ページです。転用目的は、木材置場用地です。面積は、転用面積が3,672㎡で、所要面積が4,745㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」、許可該当条項は、農地法施行規則第43条第2号の「公共300」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は木材チップの製造販売を行う法人です。この度、事業拡大のため申請地を取得し、木材のストックヤード・駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が850万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書13ページの受付番号91番です。説明資料の39ページから41ページをご覧ください。転用場所は斐川町神庭の畑3筆です。案内図は40ページです。転用目的は、自動車修理工場です。面積は、転用面積が742㎡、所要面積が1,049.30㎡です。権利の種類は、所有権の移

転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は自動車販売・修理業を営む法人です。この度、申請地を取得し、自動車修理工場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が420万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号95番です。受付番号96番と同一の公共事業に関連した転用申請です。説明資料の42ページから44ページをご覧ください。転用場所は小山町の田1筆です。案内図は43ページです。転用目的は、掘削土砂仮置き場及び作業ヤード用地です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,545㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営んでいる法人です。この度、申請地を賃借し、受注した公共工事用の掘削土砂仮置き場及び作業ヤード用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が371万9千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号96番です。説明資料の45ページから47ページをご覧ください。転用場所は渡橋町の田2筆、畑1筆の合計3筆です。案内図は46ページです。転用目的は、作業ヤード用地です。面積は、転用面積、所要面積ともに981㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営んでいる法人です。この度、申請地を賃借し、受注した公共工事用の作業ヤード用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が272万6千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号99番です。説明資料の48ページから50ページをご覧ください。転用場所は灘分町の田1筆です。案内図は、49ページです。市転用目的は、資材置場及び工事用車両駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,545㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営んでいる法人です。この度、申請地を賃借し、受注した公共工事用の資材置場及び工事用車両駐車場

として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が130万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号100番です。説明資料の51ページから53ページをご覧ください。転用場所は大社町北荒木の田2筆です。案内図は52ページです。転用目的は、現場事務所及び資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1872㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木工事等を行う法人です。この度、受注した工事に近い申請地を賃借し、現場事務所及び資材置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が230万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書16ページの受付番号107番です。説明資料の54ページから56ページをご覧ください。転用場所は大社町菱根の畑1筆です。案内図は55ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに505㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で建築工事等を行う法人です。この度、受注した工事現場に近い申請地を賃借し、工事関係者及び工事発注者家族の駐車場として利用する計画です。資金計画については、自社施工のため特に支出はありません。

説明案件については以上です。追認案件については、議案書に表示しています。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第237号について、ご説明いたします。議案書は17ページ、説明資料は6ページから8ページをご覧ください。今月は、所有権の移転1件の申請がありました。受付番号7番は5条の68番とセットになっておりますので、議案書及び説明資料でご確認くださいようお願いいたします。

以上、議第236号の45件及び議第237号の1件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号 11 番の今岡です。今月は一時転用の案件が多かった訳ですが、同じ一時転用であっても許可該当条項が異なっている場合がありますが、これはどういった事ですか。

今岡主幹 転用場所が用途区域にある場合と農用地区域にある場合は、農地区分が異なります。そのため、許可条項が異なります。

今岡委員 わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見は無いものと認めます。

議 長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第 236 号及び議第 237 号について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第 236 号及び議第 237 号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議 長 これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前 11 時 15 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

長廻事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、當舎副主任、岡主事

農業振興課

打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
